

加盟団体規程

公益財団法人 日本レスリング協会

(26.4.1)

加盟団体規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本レスリング協会（以下「本法人」という）の定款第38条及び第49条並びに内規第8条の規定に基づき、加盟団体に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(加盟団体の種類)

第2条 加盟団体の種類は、各都道府県のレスリング協会及び各年齢区分・社会的区分等のレスリング競技団体・連盟（以下「各傘下団体・連盟」という）とする。

(加盟団体の義務等)

第3条 各傘下団体・連盟は、本協会の傘下団体として公正性、公平性、透明性を確保し、関係法令及び本協会の諸規定を遵守し、かつ社会的存在としての責務を自覚し、下記事項を考慮した組織運営を行うものとする。

- (1) レスリング競技を行う者の権利権益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、レスリングの健全な普及・発展を図ること。
- (2) レスリング競技団体としての組織運営の透明性を確保し、ガバナンスの強化・充実を図ること。
- (3) 暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント及び差別等の不適切な行為の根絶に努めなければならない。
- (4) 協会の医事規程、日本アンチ・ドーピング機構等の定める「ドーピング防止規程」を遵守しなければならない。
- (5) レスリングに関する紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁等により、解決に向けて適切に対応しなければならない。また本協会及び各傘下団体・連盟が行った決定事項に対する競技者等からの不服申立てについては、本協会内規程及び日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により、解決されるものとする。

(報告及び届出)

第4条 各傘下団体・連盟は、必要に応じ下記各号の書類を本協会に届け出るものとする。

- (1) 年度事業計画及び収支予算書
- (2) 年度事業報告及び決算報告書

- (3) 定款・規程・規約等の諸規則
- (4) 役員名簿
- (5) 執行機関、議決機関の議事録
- (6) その他本会が必要と判断した資料

(加盟等の手続き)

第5条 本協会への加盟手続きは、登録規程によるものとし、各傘下団体・連盟がそれぞれ行うものとする。

(処分)

第6条 本協会は、各傘下団体・連盟が第3条及び本協会規定に定める義務を怠る等の組織運営管理に適正を欠けたとき、若しくは本協会の加盟団体として不適切と認められたときは、次の処分を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 勧告
- (3) 助成金の中止又は減額
- (4) 資格停止
- (5) その他必要な処分

2 前項の具体的な内容については、理事会及び評議員会の議を得るものとする。

(処分の効力)

第7条 各傘下団体・連盟が、前条により処分を受けた場合、登録費及び加盟費等は、理由の如何を問わず返還しない。また処分前に生じた各傘下団体・連盟の支払義務は、履行するものとする。

付 則

本規程は、26年4月1日から施行する。